

## 権利擁護と成年後見制度

(公社)佐賀県社会福祉士会 田代勝良

### 佐賀県社会福祉士会と成年後見等相談支援事業について

- 本会は公益社団法人として、成年後見等に関する事業を権利擁護事業として、公益目的事業に位置付けている。
- このため、一人でも多くの会員が権利擁護の担い手として成年後見活動を担っていただくため、法人後見を活動の基本としている。
- 成年後見人養成研修は、このような考え方のもと平成25年から県単独開催で、約200名の研修修了者がいる。
- 平成12年から現在まで、約700名の受任をして、現在500名の後見等活動を行っている。また、令和元年度から、市民後見の養成・活動支援を行っている。



## 権利擁護の考え方

憲法第25条(社会権)

- すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない。

憲法第13条(自由権)

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



## 権利擁護と四つの能力

- 権利能力: 権利の主体になる資格、すべての人は出生と同時に権利能力が認められている。
- 責任能力: 不法行為に基づく損害賠償責任を負担し得る能力
- 行為能力: 法律行為有効に行うことができる能力
- 意思能力: 理性的に判断し合理的に行動できる能力



## 権利擁護を支える理念

- 社会福祉法の目的(第1条)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の(以下「地域福祉」という)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。



## 権利擁護を支える理念

- 第3条(福祉サービスの基本的理念)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

## 利用契約制度と権利擁護(1)

- 介護保険制度→2000年4月施行  
高齢者の介護サービスは **契約** によって  
実施されるようになった。2005年4月から
- 障害者の福祉も障害者自立支援法にて実施



契約は原則自己責任となるため、判断能力が不十分な方々(利用者)をサポートするシステムが必要となる。

## 利用契約制度と権利擁護(2)

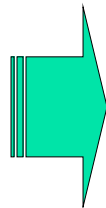
- 利用者に対するサポートシステム

○情報公開の制度化

○苦情解決のしくみ

○福祉サービス利用援助事業

○成年後見制度



サービス利用者の  
権利を擁護  
していく

## 成年後見制度の理念

### ■ 新しい成年後見制度の理念と法制度

- 自己決定の原理
- 残存能力の活用
- ノーマライゼーションの原理

2000年  
4月施行

- 1.民法の一部を改正する法律
- 2.任意後見契約に関する法律
- 3.後見登記等に関する法律
- 4.民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

## 新しい成年後見制度

- 従来の後見・保佐に加えて補助類型と任意後見制度が創設された。
- 身上監護(生活支援)の重視
- 市町村長の申し立てができるようになった
- 複数後見・法人後見が制度化された
- 保佐人に取消権が付与された
- 成年後見制度利用支援事業の制度化

## 福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)

### ■ 利用できるサービス

福祉サービスの  
利用援助



福祉サービス情報の提供・助言、福祉サービスの利用手続き、苦情解決

日常的金銭管理



生活費の預け入れ・払い戻し、公共料金・税金・医療費等の支払い

重要書類・証書  
等の保管



預貯金の通帳、年金証書、契約書  
保険証書、権利書等の保管

## 成年後見制度と福祉サービス 利用援助事業の関係

成年後見制度

福祉サービス利用援助事業

補助(軽度)

後見(重度)

保佐(中度)

利用援助事業は地域にある社会福祉協議会等で相談ができ、費用も比較的安価であるため、裁判所システムの成年後見制度と比較して利用しやすい。しかし、利用の対象者・サービス内容が限定されており、認知症が進んで判断能力が低下すると利用できなくなるため、成年後見との連携が必要となる



## 成年後見制度の利用状況

◎令和2年(1月～12月)の利用概況

区分	申立て件数	前年件数	前年対比
後見	26.367	26.476	-0.4%
保佐	7.530	6.745	+11.6%
補助	2.600	1.990	+30.7%
任意後見	738	748	-1.3%
合計	37. 235	35.959	+3.5%



## 成年後見制度の利用状況

●申立ての動機

●申立人

預貯金等管理	32.601	市区町村長	88.822	23.9%
身上保護	20.828	子	7.865	21.3%
介護保険契約	10.562	本人	7.457	20.2%
不動産処分	9.114	兄弟姉妹	4.055	11.0%
相続	7.060	後見人等	556	1.5%
訴訟・その他	7.736			

令和2年1月から令和2年12月まで



## 制度利用者の状況

認知症	64.1%
知的障害	9.9%
統合失調症	9.0%
高次脳機能障害	4.8%
その他	12.1%

(発達障害・うつ病・双極性障害・アルコール依存等)



## 成年後見制度の利用状況

### ■ 後見人の選任状況

親族**19.7%**(**21.8%**)親族以外**80.3%**(**78.2%**)

第3者として、弁護士(**7.731**件)、司法書士(**11.184**件)

社会福祉士(**5.437**件)などが選任、市民後見は**311**件

### ■ 市長申立

■ **8.822**件(前年比+**23.9%**)佐賀県**75**件(総数**250**件)

### ■ これまでの利用総数

**232.287**人(前年**224.442**人)+**3.5%**





## 成年後見制度と成年後見 制度利用支援事業の課題

- **制度利用にかかる経済的負担の軽減**  
「成年後見制度利用の場合、申立て、鑑定、第三者後見の場合の費用は原則利用者負担となっており、低所得者の利用が利用しづらい状況となっている」
- **成年後見制度利用支援事業の拡充**  
「平成13年度から市町村の事業として、上記経費の助成が創設された。対象は、認知症高齢者及び知的・精神障害者で市町村長が必要と認めた者でかつ、低所得者となっている。」
- **佐賀県に10市10町はすべての市町が制度利用が可能**



## 成年後見制度利用上の課題

- **身上配慮義務の明確化と支援体制の強化**  
「後見活動は財産管理と身上監護が主な内容であり、後見活動全般にわたって、後見等を受ける本人の心身の状態及び生活の状況に配慮すべき義務が規定されている。しかし、この身上配慮義務の実施においては、専門性の高い福祉団体・機関の整備、人材育成が急がれている。」
- **制度利用の増加に対応する体制整備**  
今後、後期高齢者の急増で制度利用者の急増が見込まれるなか、市町における中核機関の整備や社協の法人後見実施市民後見人の育成等が必要とされている。



## 高齢者及び障害者の虐待防止 について

---

佐賀県社会福祉士会



## 高齢者虐待防止法の制定

---

- 平成17年11月に成立、18年4月施行された。
- 正式名称  
「高齢者の虐待防止・高齢者の  
養育者に対する支援等に対する法律」
- この法律は、虐待の防止と養護者への支援を目的として、国民や国、地方公共団体の責務を規定している。



## 高齢者虐待防止法の特徴

1. 被虐待者だけでなく、虐待者も対象とした。
2. 介護者とサービス従事者も対象とした。
3. 居宅及び施設での虐待も対象とした。
4. 行政の対応する部局、立ち入り調査ができることなど明確化し、強行規定を設けた。
5. 緊急時の施設入所措置の明確化及び窓口として「地域包括支援センター」を位置づけ。
6. 市町村の役割の明確化(第一義的窓口)



## 身体拘束の禁止(指定基準)

### ○介護保険で想定する身体拘束

- ・徘徊しないように、車椅子やベッドに胴や手足をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに胴や手足をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、手足をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ・車いすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字抑制帯や腰ベルトをつける。車いすをテーブルにつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつ外しを制限するため、介護衣(つなぎ)を着させる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに胴や手足をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



## やむをえず身体拘束した場合の対応

- やむを得ず身体拘束を行った場合の取り扱いは、指定基準で次のように定められている。常時身体拘束を行うことは、通常想定していない。
- ◎ サービスの提供に当たっては、**本人及び他の入所者の等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合**を除き、身体拘束を行ってはならない。
- ◎ 身体拘束を行う場合は、その**態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しなければならない。



## 障害者虐待防止法について

- 「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、2011年6月成立し、2012年10月施行された。
- 虐待については、2000年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」、2006年4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に続くもの。
- 高齢者と同じく、虐待に至った養護者の支援にも対応したものとなっている。



## 障害者と虐待の定義

- 障害者基本法にある、身体障害、知的障害、精神障害を負う人(障害者手帳を要件としない)
- 虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待の5分類としている。
- 虐待の起こる場所を家庭内に限定せず、福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者の他、福祉施設の職員や職場の上司等もその範囲となることが明記されている。



## 障害者虐待防止法の特徴

被虐待者だけでなく、虐待者も対象とした。  
介護者とサービス従事者も対象とした。  
居宅及び施設での虐待も対象とした。  
使用者の虐待も対象とした。  
行政の対応する部局、立ち入り調査ができることなど明確化し、強行規定を設けた。  
県・市町村の役割の明確化(第一義的窓口)



## 障害者虐待への対応

- 虐待問題は虐待者と被虐待者の関係の問題だけでなく、社会全体で共有すべきという視点から虐待を発見した国民には、市町村や都道府県に通報する義務を課している。
- 国と地方公共団体は、障害者虐待防止、養護者への支援を行う義務を負うとしている。
- すべての市町村に「市町村虐待防止センター」が設置され、都道府県には、「都道府県権利擁護センター」が置かれている。
- 虐待対応専門家チームの活動も始まった。



## 成年後見制度の活用について

- 虐待が疑われ、被虐待者の判断能力が不十分なすべての事例について、成年後見制度の活用の可能性を検討する。
- 措置等による緊急対応を行った事例についても、なるべく早期に成年後見制度の活用を検討する。
- 成年後見制度の活用が必要と考えられる事例について、申立者をどうするか検討する。
- 成年後見人等をどうするか検討する。
- 申立経費、後見報酬の費用負担をどうするか検討する。
- 成年後見人等へのサポート等を総合的に実施する。

参考・引用文献：東京都高齢者虐待対応マニュアル



## おわりに

- 最近、権利擁護で重視される視点
- 「意思決定支援」
- 本人の意思・意向を大切に考える
- 人間の変化の可能性
- 意思・意向が確認できない場合
- 家族・関係者から本人の価値観・生活スタイル・好み等を把握する。
- それでも難しい場合
- 本人の最善の利益を考慮して判断する。